

第 65 回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成 28 年 8 月 31 日（水）14:00～16:20

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

【委 員】

西郷 浩（部会長）、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

池内 健太（独立行政法人経済産業研究所研究員）、長岡 貞男（東京経済大学経済学部教授）、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課：江刺課長、齋藤主任研究官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官
ほか

4 議 題 科学技術研究調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、そろそろ定刻ですので、第 65 回サービス統計・企業統計部会を始めさせていただきます。

本日の審議は、科学技術研究調査の変更についてですけれども、本日は、前回部会における宿題への回答、審査メモに残っている諮問事項の審議、できましたら残る時間で答申案の審議を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

予定としては 16 時までということですが、答申案の審議等もございますので、もしかしら 16 時を回るかもしれません。その時には、あらかじめ予定のある方はご退席いただいで結構です。

それでは、本日の配布資料につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、お手元の議事次第を御覧ください。本日の配布資料は、議事次第にございますとおり、資料 1 から資料 4 まで、また参考資料として、参考 1、参考 2 をお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、資料番号は付しておりませんが、8 月の統計委員会で部会報告をした際に、出席

した委員からご意見がございました。そのご意見の内容と、そのご意見に対する統計局でまとめていただいた回答を2枚、ホチキスでとめたものがございます。あと、座席図と出席者名簿をお配りしてございます。

不足の資料等がございましたら、事務局までお申し出ください。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、前回の宿題事項等についてということですが、8月25日に統計委員会が開催されまして、その委員会の席上で委員の方から、科学技術研究調査についてご意見をいただいております。その内容につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、特に資料番号は付けておりませんが、8月25日の第100回統計委員会において、委員の方々から示された意見要旨ということでご紹介をしたいと思います。いつもながら、脚注で書いておりますけれども、正式な議事概要等につきましては、統計委員会担当室において別途作成中です。この要旨につきましては、部会審議に資するために便宜的に作ったものということでご承知おきいただければと思います。

ご発言としては、三人から頂戴いたしました。まず、白波瀬委員からですが、人数について男女別に把握することについては、恒常的に行うべきと考えます。また書きのところは調査票の設計についてのご意見だったのですが、女性研究者数の把握において、調査事項は「うち女性」ではなくて、男性・女性を別々に把握した方がよいのではないかとのご意見がございました。

これを受けまして西郷部会長から、2つ目の黒丸でございますが、調査票のスペースの問題等があるかもしれませんが、ご指摘の点は部会で議論したいと思いますとお答えをいただいております。本日この後、今御覧いただいている資料の2枚目になりますけれども、統計局から回答を頂戴できればと思っております。

それから、3つ目の黒丸、西村委員長からでございます。一般論といたしまして、統計調査において男女別の把握自体も、将来的には考えなければいけない事項だと思います。また、基幹統計調査として継続して把握する事項と、それ以外の事項との役割分担、その整理については、重い課題と認識しており、長期的な課題として考えたいと思っておりますのご発言がございました。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、まず調査実施者からご説明をよろしくお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 それでは、2枚目の資料「第100回統計委員会で示されたご意見に対する回答」でございます。

女性の研究者数の把握方法といたしましては、ここに記載をした4パターンとなるわけですが、このうち①の把握方法につきましては、現行の把握方法に比べまして報告者負担がかなり増加をすることになりますし、記入欄を追加するための調査票のスペースもかなり制約されているということですので、採用は困難ではないかと思っております。

また、この調査では監督数として従業者総数を把握しておりまして、統計局での記入内容の整合性審査だけではなく、報告者における記入数値の確認に際しても、研究者の「総数」の記入というのは非常に重要だと思っておりますので、④の採用も難しいのではないかと考えております。

残るは②か③ということになりますが、科学技術基本計画におきまして、女性研究者の育成・登用を政策目標として掲げていること、また、OECDからは「総数」と「女性」の2区分でのデータ提供を求められておりますので、②の把握方法としているところでございます。

なお、現在の女性研究者数の把握方法につきましては、これまで特段、実査上の支障はなく、報告者にかなり浸透した回答方法になっておりますので、現行の把握方法のままでよいのではないかと考えております。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ただ今のご回答に関しまして、何かご質問等ございますか。調査票のレベルでは少なくとも女性を内数表示で把握するというところに、一定の調査効率上の合理性がありそうだということですが、いかがでしょうか。

こちらのメモでは調査票の、要するに調査する段階での話になってはいますが、表章はどうなっていましたか。内数で表章もレイアウトになっていたのか、それとも男女という形で分けてあったのか、私は表章を確かめてこなかったのですが。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 表章ですけれども、統計表につきましては、把握区分と同じように「総数」及び「うち女性」という結果表章をしています。ただし、「調査結果の概要」ということで結果のまとめをしているところでは、「総数」から「うち女性」の数を差し引いて「男性」の数を求めた上で、男女別の表章をしております。

統計表についても、「総数」、「男」、「女」の3区分で、表章するということにしますと、集計を行っている独立行政法人統計センターの作業量ですとか集計スケジュールの変更を伴いますので、その可否については、今後検討する必要があるのではないかと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。恐らく、もしそれをやるとなると、この調査だけではなくて、他の調査でも全部それに倣って表章を「男」、「女」と分けなければいけないということになるかと思っておりますので、費用もかかることから、少し長期的な課題という形で整理をさせていただきたいと思っております。

あと、もう一つの質問、基幹統計調査としてどういうところまでをカバーしているかというのは、多分前回の宿題の中でお答えいただけたと思っておりますので、そちらに回したいと思っております。

以上ですけれども、この前の8月25日の統計委員会において委員から出されたご意見に関して、何か他にございますか。よろしいですか。

それでは、前回の宿題に戻らせていただきたいと思いますけれども、この部会の前回、8月2日の部会において委員から指摘があり、今回までの宿題となった事項について審議をしたいと思っております。

まずは、任期無しの研究者の数において、内数として女性の数を把握してはどうかということがございました。これは、調査実施者の方でご検討いただけるということで引き取っていただいた案件ですけれども、これについて総務省からご説明をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 「任期無し研究者」、「うち40歳未満の任期無し研究者」の女性の把握ということでございますが、前回の部会等におけるご指摘等を踏まえまして、男女別に把握をすることにしたいと思っております。

当初案におきましては、下の表にありますように、今回の調査事項、調査区分の見直しに伴いまして、報告者の記入負担が大幅に増加をしておりますので、報告者の記入負担の状況を検証する必要があるとしておりましたけれども、第99回統計委員会や前回部会におけるご指摘を踏まえまして、また、この項目を調査する非営利団体・公的機関、大学等における調査票の回収率が極めて高いという状況を踏まえまして、男女別に把握をすることにしたいとした次第でございます。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。レイアウトは、やはり「うち女性」という感じになるのでしょうか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 そうです。

○西郷部会長 分かりました。

今の点に関しまして、いかがでしょうか。前回の部会での要望どおりにご対応いただけるということなので、適切という判断がよいかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、任期無しの研究者の女性研究者の把握ということに関しては、部会の要望を取り入れていただいたということで、適切と判断したいと思えます。

次に、性格別研究費の定義の一部追加についてということで、特にサービスという言葉が入ることから、回答者及び回答の範囲等に影響がないのか、それを検証していただくということだったのですけれども、これについて、また実施部局からご説明をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 資料1の2ページ②ですが、前回のご指摘をいただきました事項のうち、まず1点目の、「サービス」の文言の追加によってサービス産業が新たに含まれることになるのかどうかという点でございますが、サービス業については平成14年の調査から調査対象に追加されておまして、今回の見直しでは調査対象産業の変更はしておりません。

2点目に記載してございますように、サービスにつきましては従来から調査範囲に含まれていたわけでございますけれども、「開発研究」の定義に文言として明示的に記載をしていなかったということでございます。今回の「サービス」の文言の追加については、フラスカチ・マニュアルにおける「試験的開発」の定義変更に伴いまして、財・サービスの例示をより適切に明示したものでございまして、調査範囲が変更になるということではございません。

また3点目の、「サービス」の文言を追加することにより集計結果に断層が生じないかというご懸念でございますけれども、これにつきましては、報告者に対して、調査票の変更

に関する留意点を記載した書類を配布することにしておりますので、その中で、従来の定義と変わらないということを丁寧に説明していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今のご説明に対していかがでしょうか。

○宮川委員 この質問は、私が多分前回行ったと思うのですが、趣旨がうまく伝わってなかったのかもしれませんが、サービス産業が新たに付け加わるのではなくて、このフラスカチ・マニュアルの文言を読むと、新しいサービスの提供に要する研究開発ということですよ。そこをどうフラスカチ・マニュアルで定義しているかは分かりませんが、例えば新しい財を提供する研究開発ではなくて、新たな革新的なサービスを提供するために要した研究費も対象としますという意味で、これは第6版から既に英語の文言としては入っていたものが、前回は入っていなかったということですよ。

ですから、私が言っているのは、今まで新しい財を作るものだけの研究費を考えていけばよかったのに、新しいサービス、例えば鉄道業だったら、例えば、リニアで乗客を運ぶサービスを提供するために、研究開発施設を持っている。このためのものというのは、財ではないから、省かれていたかもしれない。ところが、新しい運行サービスということだったら、その研究開発は入るだろうと解釈できないのか、そういうふうに考えられないのかということをお伺いしたわけです。サービス産業というわけで指摘したわけではないと思います。

○西郷部会長 いかがでしょうか。これまでと今後とで、捕捉範囲に違いがないのかという、その1点だと思うのです。

○宮川委員 つまり、研究の対象範囲が広がるように、読めないかということ。つまり、サービス産業は今までやっているけれども、サービス産業が例えば全体的に少なかったのは、うちは新しい財を作るための、もしくは財を作るためのプロセスの研究開発はやっていなかったけれども、サービスということは記載していなかったから、そこには計上しなかった。今回新しいサービスを入れるということだったら、新サービスのための研究開発費を入れるということになると、主にサービス産業ですけども、サービス産業としては、この文言の追加によって、それなら計上しましょうということ、統計上の断層が起きる可能性はないかということだったわけです。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 私どもが調査をしている範囲自体は、特段これまでと変わっているわけではございませんので、このサービスの追加ということで、どのように回答者に解釈されるかということになってしまうのかと思います。

○西郷部会長 はい。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 調査実施者にお答えいただきたいところとしては、もし調査範囲が今までと同じということで、定義の文言だけの修正ということであれば、財を作るための調査研究だけではなくて、新たなサービスを作るための調査研究、これも今までの調査の中では対象になっていることになる。つまり、今回文言は変更するけれども、把握する対象である研究の広さというのでしょうか、それは

変わらない。もしそうであれば、そうとお答えいただきたい。ただ、そうであったとしても、記入される方がこの文言を見たときに、紛れが生じないかというのが次の質問だと思いますので、それに対して、調査実施者としてどのように対処されるのかという、その2段目の答えではないかと思います。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 先ほど申し上げたとおり、基本的に前年と、今回サービスを追加したことによって調査の範囲を変えているものではございません。ただし、今ご指摘があったような調査の範囲についての回答者における誤解が生じないように、今のご指摘も踏まえた形で報告者に説明をしていきたいと思えます。

○宮川委員 調査実施者の総務省は変えていないと仰っていますけれども、それはフラスカチ・マニュアル第6版を原文で読まれている総務省は、サービスが入っているからそうだと思っていますけれども、回答者は、サービスの文言が新しいサービスの提供のための研究ということは、現行からは読み取れないですね。そもそもフラスカチ・マニュアル第6版でサービスと入れていたものを、削っていたわけですから。

それを新たに入れていくわけですから、総務省では、私どもは変えておりませんと言えるかもしれませんが、読み手がそう理解できるかという証拠はどこにもないわけです。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 読み手の問題になってしまいますが、読み手としてそういう誤解がないような形で、しっかり説明をしていきたいと思っております。

○宮川委員 それならば、要するに事後的なチェックが必要だと思います。使う者にとって、誤った解釈が起きたかどうか、それによる断層が起こる可能性もあり得るわけですから、そういうことについては後でチェックをして報告をするということは、調査実施者が分析して、これを使う者に対するサービスとしては必要だということになると思えます。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 今、宮川先生がご指摘のとおり、前回調査結果と今回の調査結果が大きく乖離しているような場合、審査の過程で当然のことながら、調査実施者では通常、その理由等を確認したり分析したりという作業をされていると思えますので、今ご指摘のような点については今後、審査の中で十分取り組んでいってもらえる余地はあるのかと思えます。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 それは可能ですので、しっかりやっていきたいと思えます。

○西郷部会長 今後それはしっかりとモニターしていただいとということでもよろしいですか。

○宮川委員 それは議事録にしっかりと残していただいて、その可能性があるということが指摘されたということやモニタリングするということ、統計委員会でご報告していただく方がよろしいかと思えます。

多分それによって、もしかしたら、ある部署から、「実はサービス産業はもっと新しいサービスを革新するための研究をやっているはずなのに、それが把握されていない可能性がある。だからサービスと文言をつけ加えてくれ」というのと、ほぼ同じような要請のことを、文言の修正という形で今回、出している可能性もあるわけです。そういう見方も逆に

言えばあるわけです。

ですから、その点については、その可能性もなきにしもあらずということで、しっかりと統計委員会でご報告いただいて、モニターをするということを報告していただいた方がよいと私は思っております。

○西郷部会長 ありがとうございます。それでは、そのサービスという言葉が新たに付け加わることによって、何が変わらなくて何が変わったのかということ、しっかりと事後的にチェックしていただいて、もし必要があれば次回調査の変更の際には、それをしっかりと勘案していただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次に移りたいと思えますけれども、前回の宿題というのは、フラスカチ・マニュアルの対応状況についてということですが、フラスカチ・マニュアルに関しましては、今後の課題の中にもございますので、そちらでまとめてご回答いただければと思います。

今度は前回の宿題の4番目ということになりますけれども、諸外国の標本設計についてということで、科学技術に関連する調査について、諸外国でどのような調査が行われているのかということについて報告してほしいという要望がございましたので、それについて、実施部局からご説明をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 それでは、資料1の6ページ④をご覧ください。諸外国の標本設計につきましてご説明をさせていただく前に、フラスカチ・マニュアルにおける取扱いについて、最初にご説明をさせていただきたいと思えます。

マニュアルの第7版の測定方法についての記述に、企業につきましては、「継続的に研究開発を遂行する企業」と、「臨時的に研究開発を遂行する企業」のそれぞれが研究開発調査枠に含まれ、また、研究開発を遂行する既知の、または可能性が非常に高い企業はその全数を、他の企業はその標本を調査すべきと記述されております。日本ではマニュアルに準拠いたしまして、下の表のように研究実施企業を悉皆で調査する設計をしております。

次の7ページになりますけれども、諸外国の企業の研究開発統計調査の標本設計につきましては、詳細を別紙にまとめてございますけれども、悉皆調査と標本調査を組み合わせている国が多く、いずれの国においても、前回調査で研究あり、または研究開発費が高い企業は悉皆としております。細かいところでは各国違いはございますけれども、おおむねマニュアルに準拠しており、日本と類似しているものと思えます。

なお、本調査の標本設計につきましては、過去の統計委員会における審議におきまして、適当と判断されているところでございます。

説明は以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今のご説明に関して、何かご質問等ございますか。

○池内審議協力者 よく分かりました。ありがとうございます。

念のための質問なのですが、(別紙)において、フランスやドイツは、母集団がそもそも研究開発を実施していると思われる企業だということなのですが、結果を集計する際は、この母集団、つまり研究開発を実施していないところは集計から除いたものを、基

本的には統計表などで報告していると考えてよろしいのですか。日本の場合だと、多分母集団は研究開発を実施している企業だけに限られるわけではなくて、企業全てというか、研究開発を実施しているか、していないかにかかわらず、母集団としてとられていると思うのですけれども、その辺り、ドイツとかフランスの対応がもし分かればで結構です。

○西郷部会長 外国のことですので、分かる範囲でということ。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 この資料については各国のホームページの英語版から情報収集をさせていただきましたが、掲載情報の制約がございまして、これ以上の情報がないという状況でございます。申し訳ございません。

○池内審議協力者 ありがとうございます。

○西郷部会長 他にございますか。

研究開発という、アクティビティに近いものになるので、そのアクティビティを捉えるというのは、研究開発に限らず難しい。どこがやっているかというのが、他の統計調査では分からないような面がある。ですから、過去にやっていたところに関しては、標本調査等はできるけれども、そういう実績があるところであれば標本調査が実施できる。そうではないところは、なるべくやっつけいそうなところを手厚く探つてというやり方にならざるを得ないということだと思います。現在のやり方は、少なくともフラスカチ・マニュアル等でうたわれている標準的なやり方にのっとって行われているという整理だと思います。

今の観点で、他にございますか。

それでは、前回の宿題の5番目の観点に移りますけれども、先ほど少し出ました基幹統計調査として、どういう事項を恒常的に調査して、どういう事項をタイムリーに変更するのか、その役割分担に関して、実施部局としてどのような整理があるのかという質問がございましたので、それについてご回答をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 資料1の8ページをご覧ください。本調査における調査事項の設定の考え方でございますけれども、基本的に表のとおりにまとめてございます。

まず、経常的な調査事項というところでございますが、調査事項のうち、国民経済計算や経済産業省企業活動基本調査といった政府統計の集計に経常的に利用される事項、また各種白書の基礎データとして毎年利用される事項、さらに、毎年OECDからデータ提供依頼がある事項につきましては、経常的に把握する事項として考えております。

一方、下段の臨時の方でございますが、科学技術基本計画といった政府が策定をする各種計画等におきまして、期限が定められた目標設定の達成度を把握するための項目といったものにつきましては、臨時的な事項として考えております。ただし、2番目のところに整理させていただきましたが、臨時的に把握をする事項のうち、各種計画等で定められた期間を経過した後も、関係府省において必要性があるという場合につきましては、引き続き把握をすることにしております。具体的な例示につきましては、表のとおりでございます。

なお、調査事項の新設・改廃に当たりましては、次の9ページにございますように、調査事項の増加によって過度に報告者負担が増加しないように留意しつつ、科学技術に関す

る研究活動情勢の変化ですとか、行政ニーズ等に照らして検討しているところでございます。

説明は以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今のご説明に対しましてご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○野呂委員 今回の改正で、グリーンイノベーションの項目等が削除される。そのこと自体については特に意見がないといいますか、そういうこともあろうかと思えますけれども、基幹統計の調査項目がわずか4年間でなくなるということにつきましては、それでよいのかという疑問は残ります。

今回、經常の調査項目と臨時の調査項目があるというルールをお示しいただきましたが、これについて、2点ほど確認したいことがあります。1点目は利用者のことを考えますと、こういう考え方でそれぞれの調査項目が經常であるか臨時であるかを決めていますというルールを明記するか、あるいはこの項目は經常、この項目は臨時ということを一定程度はつきりさせないと、利用者にとって利便性を欠くかと思えます。

もう一点は、関係府省において必要性がある場合は、ということが書かれていますが、これは基幹統計なので、統計法の第2条第4項からみましても、民間企業や研究団体などによるいろいろな利用もあるかと思えます。特に震災の統計ですと、ひょっとしたら地方自治体であるとか、民間研究でも使っているかもしれませんので、関係府省がよければ基幹統計をどんどん変えてよいという考え方も、少し気になります。

なお、1点目につきましては、前回の統計委員会で西村委員長も仰っておられたのですが、恐らくこの科学技術研究調査だけの話ではないと思えますので、今回の改正ではこういう考え方で整理したとしても、今後どうするかということについては、今後の検討課題ということにされた方がよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○西郷部会長 実施部局から、何か今のことに関してございますか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 今お話にありましたような、利用者に対する周知ですとか、あるいはニーズ把握の仕方ということかと思えますが、それについては、今回の調査ですぐに対応できるような話ではございませんので、私どもとしても長期的に検討していきたいと思えます。

○西郷部会長 今の点に関して、他にご意見等ございますか。

○木村内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（基本政策担当）付企画官 内閣府でございます。

この經常とか臨時というのが、もともとこういう考え方でやっておられるのか分からないのですけれども、若干この回答1のところの表の書き方が気になっておりまして、今の話ですと、經常というところはいろいろな白書とか、国民経済計算とかあるのですけれども、經常の方に記載されている調査事項も、科学技術基本計画で必ずしも目標値とかを定めているものではないのですが、科学技術政策を科学技術基本計画に基づいて進めている

上では、実際には利用していますので、要は、経常の欄の一番右の列には科学技術基本計画という言葉がないので、使っていないかのように見える、この表が外に出ていくと、やや誤解を生むかと思っております、そこは書き方を工夫していただきたい。

もう一つは、臨時のところにある特定目的別研究費というのは、確かに第4期科学技術基本計画のときで、一時的にそういう分野を記載したということなのですが、その下の採用・転入研究者数とか転出研究者数というのは、多分科学技術関係では人材の流動性ということは、かなり前の科学技術基本計画の頃から言っておりますので、あまり臨時的なものであるとは私自身はあまり考えていないと思っております。

ですから、臨時のところの設定の考え方というのも、「各種計画において期限が定められた目標指標」、目標指標という言葉だけ、やや狭いかと思っております、特定目的別研究費というのも、特に数字的な目標があって記載していたわけでもないと思っておりますので、期限が定められた政策目的の達成度とか、そのぐらいの言葉の方がよいのかと思いました。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

他に何かございますか。

○野呂委員 今のご説明を踏まえますと、このように基本計画と関係するような統計は、多分科学技術だけではなくて、いろいろな統計があると思いますが、それらの統計が同じように経常・臨時といった区分になっているかどうかは、総務省だけではなくて、他の府省も含めて検証していく必要があると思うので、あまり確定的にされるよりも、今回の結論は結論といたしまして、今回の考え方も含めて、考え方の整理は引き続きされた方がよいように思いますが、いかがでしょうか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 今回は暫定的に整理をさせていただいたという感じでございまして、調査事項も例示として挙げさせていただいています。調査事項については、経常的、臨時的の両方に共通するような側面もございまして、利用されている調査や白書も全て確認しているものでもないものですから、今後、時間をかけて整理をしていきたいと思っております。長期的な課題として整理をさせていただければと思います。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

他に何かございますか。

確かに経常と臨時というのは、区別がなかなか難しいようなところがあって、調査によっても、例えば農林水産省の統計などですと、農業政策が変わったときには、どうしてもそれが政策目標として必要になるという場合ですと、基幹統計でもかなり素早くというか、タイムリーに入るといったことはございますので、科学技術研究調査だけではなくて、もう少し大きな枠組みから検討した方がよいと思っております。

よろしいでしょうか。以上で前回の宿題に対する回答というのは終わりにしたいと思いますけれども、よろしいですか。

それでは、今度は審査メモに戻っていただきまして、審査メモ、今日の資料2の8ページ目の(6)の集計事項というところから入りたいと思っております。

それでは、まず(6)に関しまして、事務局から事前審査の状況をご説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、集計事項につきましてご説明をいたします。

集計事項につきましては、前回の部会でも議論いただいた調査事項の変更に伴う変更のほか、下の丸で記載しておりますけれども、公的機関のうち「特殊法人・独立行政法人」の内訳を設けるということで、「研究開発法人」、それから「国立研究開発法人」を追加するという変更計画が示されております。

審査状況でございますけれども、まず調査事項の変更に伴う集計事項の変更ですが、これは所要の修正ということで適当と考えております。また、箱書きの中の丸で書いております公的機関の内訳の追加でございますけれども、また書きの3行目以降になりますが、研究開発法人に関する研究費のデータ、それに対するニーズといったものを踏まえたもの、それから報告者負担の増加というのもそれほど大きくないと考えられることから、適当と考えております。

ただ、今後集計事項に関して更なる改善ということで、1つ論点のところ挙げているところでございます。論点のところは、今回変更する内容以外に集計事項の追加等の余地はないかということで、調査実施者に投げかけをしております。

○西郷部会長 それでは、調査実施者からご説明をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 回答は資料3の17ページになります。今回の変更内容以外に、過去の特別集計などの実績からみて、集計事項を追加する余地がないかどうかという点でございますが、現在の集計事項は、過去の特別集計等を含めた包括的なものとなっております。関係府省、学識経験者等を構成員とした研究会におきましても、今回変更する内容以外に集計事項の追加についての要望等はございませんでしたので、問題ないのではないかと考えております。

なお、下の米印に記載いたしました統計委員会の諮問第42号の答申で指摘をされました、従業者規模別の集計につきましては、平成24年、25年に特別集計を行った上で、平成26年から結果表に追加をしてございます。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今のご説明に関しまして、何か質問等ございますか。

ないようでしたら、今のご説明で適当と判断をさせていただきますよろしいでしょうか。

それでは、適当と判断をさせていただきます。

今度は審査メモの次の事項になります。資料2の9ページになりますけれども、「今後の課題」への対応状況についてということで、まずは事務局から事前審査の状況についてご説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、審査メモの9ページになります前回答申における「今後の課題」の対応状況ということでございます。「今後の課題」は2つございますが、審査メモの説明としては、まとめてさせていただければと思います。

前回答申時におきましては、2つの課題が付されておりました。枠囲みの中に記載しておりますけれども、まず1つ目は、科学技術基本計画、マニュアル等への対応状況ということでございます。段落が2つに分かれていますけれども、まず前段の「総務省は」というところですが、フラスカチ・マニュアルへの今後の対応において、今回結論が得られなかった検討課題について検討し、結論を得ることが必要であるというのが前段でございます。

また、後段、また書きのところでございますけれども、前回の答申がちょうど科学技術基本計画やフラスカチ・マニュアルの改定が想定されるタイミングだったということもあるのですが、その検討状況を注視しつつ、調査項目の見直しを検討することが望まれるというものでございます。これが「今後の課題」の1つ目になります。

それからもう一つ、(イ)でございますが、「採用・転入研究者」、「転出研究者」の把握等についてということです。文章としては段落が3つあるんですけども、実質的には真ん中の「しかしながら」のところなんです。例えば、「採用・転入研究者数」及び「転出研究者数」については、企業、非営利団体、大学等の「(研究関係)従業者数」の取扱いと異なるということで、研究者の移動等の実態の把握に注意を要する状況にある。そういう認識を示した上で、こういった状況も踏まえて、調査項目の更なる整合性の確保について、その可否を含め検討する必要があるというものでございます。

これについての審査状況ですけれども、総務省統計局としては、局内の研究会において検討を進められてきたということなのですが、(ア)につきましては科学技術基本計画、フラスカチ・マニュアルの改定を踏まえた結果が、今回の申請内容として出てきているというものですし、また(イ)につきましては、研究者の流動性を正確に把握する観点から、現行の方法を維持するというようになっております。

これにつきましては、調査実施者に対して不断の努力を求める必要があろうかと思いますが、それぞれ(ア)、(イ)、論点として確認事項を投げかけているところです。

9ページが一番下ですが、まず、(ア)に関する論点ですけれども、本調査の調査事項と科学技術基本計画、フラスカチ・マニュアルの対応関係であります。

10ページですけれども、2つ目、bのところなんです。今回の変更内容は、科学技術基本計画、フラスカチ・マニュアルの内容を踏まえたものになっているか。特に前回、引き続き検討課題とされた「公的・一般大学資金のほかの資金源からの分離」は、どのように整理されているか。

それから最後c、3つ目ですけれども、科学技術基本計画、フラスカチ・マニュアルにおいて把握が求められている事項のうち、対応しなかった事項は何か。対応しなかった事項について、引き続き検討を行う余地はあるかというのが論点の3つ目でございます。

それから、(イ) 転入・転出の関係については2点。これについての検討状況、それから現行方法を維持することは妥当かどうかということでございます。

それで、(イ)の転入・転出の関係で15ページに別図ということで、事務局でイメージ図を作りましたので、若干そちらを説明しようと思います。よろしいでしょうか。

上が企業、非営利団体・公的機関、調査票の甲と乙になります。それから、下が大学等、調査票の丙ということになります。それぞれ枠の中で囲んでいる研究者というところがス

トック、それから矢印がついているのがフローということになるかと思えます。上段の企業、非営利団体・公的機関は、研究者のストックと転入・転出のフローという関係はシンプルでございます。

一方、大学等ですけれども、研究者としては大きく枠囲みが2つありますが、教員・医局員・その他の研究員、それから博士課程の在籍者の方々もストックとして把握をしている。一方でフローとしては、博士課程の人が含まれていない。要は、ここが違うところ、上段の企業、非営利団体・公的機関と、大学等の扱いの違いかと認識をしております。

どうしてこういう扱いになっているかということで、裏側の16ページに若干ながら注書きを入れておきました。注の1でございますけれども、基本的な考え方として、研究者のストックとフローにつきましては、調査対象機関と研究業務に従事する人の雇用関係の存在、言い換えれば研究業務を生業としているかどうかということが念頭に置かれていると認識をしております。ただ、大学等におけるストックの人数につきましては、雇用関係がない博士課程の在籍者も範囲に加えられている。この取扱いに関しては、フラスカチ・マニュアルに沿ったものと聞いております。

なお、注の2番で補足しておりますけれども、それぞれの機関の内部異動につきましては、転入・転出の研究者に含まれていないと聞いております。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、実施部局からご回答をお願いいたしますけれども、(ア)と(イ)と2つに分かれておりますので、まずは(ア)からご回答をお願いします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 それでは、資料3の18ページからになります。

最初に、第5期科学技術基本計画との対応につきましては、内閣府の担当者を含む研究会での検討結果に基づきまして、下の表のようになっております。3点あるわけですが、1点目の「任期無しポストの若手研究者の割合の把握」と、2点目の「専門分野別の女性研究者の採用割合の把握」につきましては、今回の調査事項の追加で対応しております。前回の部会におきましてご審議をいただいたところでございます。また、セクター間の研究者移動数の把握につきましては、既存項目の「採用・転入研究者数」で対応可能となっております。

19ページのフラスカチ・マニュアルとの対応につきましては、下の表にありますように、それぞれ今回の見直しの中で対応させていただいております。こちらにつきましても、前回の部会におきましてご審議をいただいたところでございます。

それから、3の「公的一般大学資金の他の資金源からの分離」につきましては、研究会におきまして検討した結果、現時点での対応は困難と整理をしたところでございます。具体的には、把握可能性につきまして大学の本部にヒアリングをしたところ、多くの大学では、収入については運営費交付金と授業料等のいわゆる自己収入を、大学全体としては把握しておりますが、その収入の各学部への配分に当たっては、それらを区分していないということでございまして、大学に対して、学部を調査単位としている本調査におきまして

は、公的・一般大学資金に関する回答を得ることは極めて難しいと整理をさせていただいたところでございます。

次に、20 ページになりますが、第 5 期科学技術基本計画やフラスカチ・マニュアルにおきまして把握が求められている事項のうち、今回対応しなかった事項でございます。

まず、第 5 期の科学技術基本計画でございますが、主要指標につきまして科学技術研究統計研究会で検討した結果、「ベンチャー企業の起業数」、「新規株式公開数（IPO）」、「M&A の数（買収規模）」につきましては、学部単位ではなく大学本部での一括管理が一般的と考えられ、学部に報告を求めても正確な回答が得られない、もしくは未回答となつて、正確な統計を作成できないということで、調査項目としては新設しないという整理をいたしました。

2 点目のフラスカチ・マニュアルの改定に係る事項につきましては、これも研究会で検討した結果、下の表のように整理をいたしました。

まず、「研究開発支出額と研究開発従事者数の整合性を図ったことに伴う、人材派遣会社から派遣された研究者の扱い」でございますが、この記載内容だけだと分かりにくいものですから、補足をさせていただきます。

今回のフラスカチ・マニュアルの改定では、研究開発従事者の取り扱いとその関連経費につきまして、雇用形態等に応じて異なる場合があるとして整合性が図られました。具体的には、研究開発従事者を内部と外部に分ける概念整理がなされておりまして、例えば人材派遣会社から派遣された研究者は外部研究開発従事者となつて、その費用は内部使用研究費の内訳としての「人件費」ではなく、「その他の経費」に含めるということにされております。

右側の検討結果でございますが、現行調査では、派遣された研究者にかかる費用は「人件費」に含めておりまして、研究開発従事者数も派遣された者を含めた形で把握をしております。派遣された研究者の取扱いの変更は、費用・人数の値が大きく変わり得ることと、生産性把握の観点からは、現行どおり人件費とした方がよいのではないかという考えもございまして、慎重な検討が必要であるということで、今後の課題として整理をしたところでございます。

2 点目の、大学院の修士課程在籍者の扱いでございますが、これまで大学院修士課程在籍者は研究者として扱われておりませんでしたけれども、研究開発に従事をして、そのために賃金を受け取っている修士課程在籍者につきましても、研究者の範囲に含めるということにされております。

これにつきましては、我が国におきましては、何らかの収入を得て研究をしている大学院修士課程の在籍者はほとんどいないこと、いたとしても研究の補助的な業務を行っている者にとどまるということでございまして、本調査の研究者の範囲には含めないという形で整理をしたところでございます。

説明は以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

まずは（ア）からということなのですが、今のご説明等に関しまして、ご意見、

ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

○野呂委員 フラスカチ・マニュアルについて、あまり理解していないので、恐縮ですがけれども、フラスカチ・マニュアルはこういうところが今回変更になって、それに対してこの統計調査においては、一対一の関係で、これは対応した、これは対応できない、これは今後の検討とするというふうに、一覧表のようなものを作るのは難しいでしょうか。

といいますのは、例えば I C D、疾病及び関連保健問題の国際統計分類と、日本の統計基準である疾病、傷害及び死因の統計分類ですと、国際基準が変わった場合の対比表みたいなものを作成しているかと思いますが、同じような対比表を作るのは難しいでしょうか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 今回は対応表という感じになりますと、資料 1 の宿題の回答のペーパーで、資料 1 の 5 ページに、これまでのフラスカチ・マニュアルの対応状況ということで、検討事項と現在の対応状況ということで一覧表にさせていただいてございますので、これが対応表という形になっております。

この中で、現在の対応状況というところで、「今回対応」というところと「対応困難と整理」というところが、今ご説明させていただいているところでございます。

○野呂委員 単純に、前回の 2002 年版と今回のものとの変更点を全部列挙して、これに対して○、×、△というように整理するのは技術的に難しいのですか。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 国民経済計算で出している 08 S N A への対応状況として、○とか×とか△とかつけている、ああいう表ですか。

○野呂委員 そうです。I C D の疾病基準でもやっているような一覧表です。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 そういった形の比較表は作成しておりません。今回、フラスカチ・マニュアル第 7 版は、そもそも構成からまるっきり変えているもので、O E C D から、ここここが変わりましたという簡単な一覧表みたいなものはなかなかなく、マニュアル自体も何百ページという、すごく分厚いものですので、1 個 1 個確かめていくにはかなり大変なものがございまして、今回もこの研究会の中で、日本でフラスカチ・マニュアルに大変詳しい方をお招きして、取り急ぎ変更点として考えるべきところを挙げて、今回検討したところでございます。

○野呂委員 多分、研究会ではしっかり検討していらっしゃると思うのですが、ここで審議するときに変更点だけをご説明いただいたのでは、それが良いのか悪いのか、素人でもありますので、理解しにくいと思います。できれば次回の変更からはもう少し、フラスカチ・マニュアルの構成の全体像がこう変わって、今回これをやるのですというような鳥瞰図があると、理解しやすいかと思います。今後の参考としてお考えいただけたらと思います。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 マニュアル全体の和訳も必要なものですから、全体的に精査をした上で、対応表を次回の改定までにしっかり作成したいと思います。ありがとうございます。

○西郷部会長 他にございますか。

○池内審議協力者 先ほどのご回答の中で、大学の本部で把握して管理しているために、この調査では対象外にしたという項目があったと思うのですけれども、20 ページの回答の

1 番ですか。あまり現実的に、すぐに対応するという事ではないのかもしれないのですが、例えば企業統計の経済センサスなんかですと、本社調査と事業所調査を、本社一括調査を導入して効率的にするという形で、企業全体のことに関しては本社に聞いて、かつ本社を通じて支社に調査票を回してもらおうという形での調査を行っていると思うのですけれども、ここでも今のやり方ですと、基本的には各学部・学科に直接調査票を送ってということだと思えるのですけれども、それよりも、もしかすると大学の中で調査を回答してもらおうという形にした方が、むしろ効率的で回答もやりやすいみたいなことはないのかというのは、素朴な疑問です。

そうすると、割と組織の中で整合的な回答が得られたりですとか、あるいはこういった大学全体に関わるような部分で、今聞けていないものも聞けるというような、効率性も上がるし、聞きたいこともより聞けるようになるというような、良い効果があるのではないかなと思うのですけれども、そういったご検討をされているかどうかということをお伺いしたいと思います。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 今の池内審議協力者のご指摘は、公的一般大学資金の話でございましょうか。

○池内審議協力者 そうです。あるいは、ベンチャー企業の起業数ですとか、M&Aの数とかです。大変重要な指標だと思うので、学部単位でしか調査をしていないから、とらなくて良いということにはならないのかなと思うのですけれども、それであれば、本部単位の調査を導入するとか、一部導入するとか、そういったところに対応できる場所もあるかなと思うのです。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 1 つは調査方法の話ですが、現在は学部単位で調査票を送付させていただいて、報告者としては調査規則上学部で記入していただいているわけですが、経済センサスと同じように本社一括と、本店と支社という関係で把握をすることになりますと、かなり大がかりな調査方法の改正が必要になるかと思えます。

その上で、それぞれの本部に対して調査するものと、学部に対して調査するものの、2 系統の調査ルーチンになるのではないかなという感じがいたしますので、すぐに改正できるような話ではなく、長期的な検討が必要になるのではないかと思います。学部と本部の連携ということを含めた形で、そうした調査が成り立つかどうかということにつきましては、学部や本部にヒアリングをした上で検討しないといけない話かなと思います。

ちなみに、先ほどの公的一般大学資金については、大学の本部では、いわゆる運営費の交付金と自己収入を区別はしていますけれども、学部に分けるときには、そういった区別は一切なくやっていますということなので、学部単位では、それについての把握は難しいということだと思います。

○西郷部会長 よろしいですか。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 実査のレベルではあるのですけれども、私が過去、一部の大学へヒアリングに行ったときなどは、結構大きい総合大学だったので、大学によっては、調査票をまず本部に一括で全部送ってください、本部

から各学部に分けますというところも幾つかございまして、それで各学部で調査票を記入しまして、その調査票を、またこれも大学によりけりなのですけれども、各学部が直接統計局に送る、あるいはまた本部に戻して、結構丁寧にやってくれる大学ですと、本部で各学部の経理項目を全部足し上げて、財務諸表と合っているかどうか確認して、それから提出してございまして、そういった丁寧にやっただけの大学も実査上あります。

○宮川委員 今のお話ですけれども、文部科学省のいろいろな調査は、基本的に全部一括して大学に送っておられるのではないですか。私も今、学部長をやっていますけれども、大学の学長室から基本的に、文部科学省の調査がありますのでこれについて回答してくださいということで学部送到られてきて、学部で回答して学長室に戻して、それで一括して文部科学省に送ってもらうという形をとっています。

それから、この前も来ましたが、若手の研究資金というものも、全部学長室からきていますので、ポストクのための研究資金とかの対象者がいますかどうかということも、全部大学本部の方から来ますので、むしろ学部単位で答えられることというのは、私どもは中規模大学ですから、そうになってしまうのかもしれませんが、多くないような印象があります。

○西郷部会長 多分、大学によってもお金の管理の仕方から、人の管理の仕方まで、大分違うと思いますが、恐らく池内審議協力者の仰っていることは、何がはかりたいかということをしつかりと考えて、何ができるかということを経期的な視野から是非検討してほしいということだと思いますので、その中で、大学本部で調査できるようなものと、そうではない、学部単位で調査した方がよいものというのが、大学によって違うと思いますが、そういう可能性を今後も検討していただきたいという、多分そんなまとめになるのではないかと思います、そういうことでよろしいですか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 はい。

○宮川委員 ですから、新しくできるかどうかというのは、大体これまでの委員会とかの議論を見ても、予備調査みたいなことをされていますよね。一応そういう下調べを少し積み重ねていただいて、それで証拠というか、ある程度エビデンスを出していただいて判断するという方向で考えていただかないと、前向きな対応がとれないような気がしますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 委員ご指摘のように、今のお話については、調査の対象・方法そのものがかなり大きく変わることになり、変更に伴う影響が大きくなりますので、慎重に検討していきたいと思ひます。

○西郷部会長 他に何かございしますか。

それでは、(イ)に移りたいと思ひますけれども、ご回答をよろしくお願ひいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 それでは、回答は資料3の21ページでございします。最初に論点aの、本指摘についての検討状況でございしますけれども、現行大学等では、「大学院博士課程の在籍者」を研究本務者としておりまして、「採用・転入研究者」及び「転出研究者」には含めないということにしている点につきまして、研究会等で検討をいたしました。

研究会では、学生の身分である大学院生が、博士課程の前期課程から後期課程に進学する段階で研究者になったとして、新規採用とすることについては、研究者の流動性を把握する本項目の趣旨・目的に合わないのではないかと。また、大学院博士課程の在学者に関して、ストックとフローの調査項目の対象範囲について取扱いが異なっていることにつきましても、それぞれの調査項目の利用者ニーズに対応する必要から設定しているものであるといったご意見がありまして、現行の方法を変更する必要はないのではないかと結論になっております。

次に、論点 b でございますが、2 の第 2 パラグラフにありますように、この調査項目は、研究者の流動性を把握することを目的としておりますので、研究業務に直接的に従事している者としての雇用関係の存在が念頭に置かれております。「大学院博士課程（後期）の在籍者」も、研究業務に従事する者としての雇用関係は存在していませんので、この項目の対象からは除外をしております。

また、本調査では、フラスカチ・マニュアルとの整合の観点から、「大学院博士課程（後期）の在籍者」についても研究者と定義しておりますが、関係府省の要望、政策ニーズを踏まえますと、学生の身分である大学院生が博士の前期課程から後期課程に進学する時点で研究市場に参入したとみなすことは、研究者の流動性を把握する趣旨・目的に合わないということで、本調査項目に関しては、「大学院博士課程（後期）の在籍者」を対象から除外しているということがございます。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ただ今のご説明に関しまして、何か質問等ございますか。

○宮川委員 先ほど、図でご説明をいただいた転出・転入に関して、資料 2 の 15 ページで転入・転出についてご説明をいただいて、これはよく分かったのですが、その際に企業内の異動については把握ができない。例えば企業の研究職の研究者が営業職なり現場に異動した場合には、それは把握できない。ということは、従来のままの人数で把握しているということになります。

そうすると、逆に現場から今度、研究職に入ってきた人も、把握できないのでしょうか。それとも、それは追加されていくということになると、研究者数がどんどん累積していくようなことになるということと、よく出されている人件費レベルでの把握というのは、どういう形になっているのかということをお伺いしたいと思います。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 企業では、法人内の異動は研究職から営業職に移る方、それから営業職から研究職になる方、両方含まないでカウントしております。ただ、ストックレベルでは 3 月 31 日時点のということで、その時点で研究者であれば全部数えていただいて、カウントしていただいております。

○宮川委員 なるほど。そうすると、必ずしもフローを足したり引いたりしても、ストックレベルと合っていない可能性もあるわけですね。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 そうですね。フローの方は、1 年間

で入った人、出た人ですので、もしかしたら6月に入って7月に出了た人もいるかもしれませんが、フローの方ではカウントされますが、ストックは全然出てこないことになります。

○宮川委員 フローでも、例えば6月に研究職から営業職に出られた人については、これは把握していないわけですね。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 はい。

○宮川委員 でも、その年度末になると、研究職は新たに、そこで在籍している研究者の数ということが把握されるわけですから、もしかしたら、例えば営業職が忙しくなったので6月に異動した人を、統計上はカウントしていなくても、3月末には引いた数で出てきているということですね。私がフローとストックがうまく合わないのではないかというのは、そういう意味なのです。

つまり、例えばある研究所に、2016年3月期に100人の研究者がいたとする。でも期中に、5人現場に派遣されてしまいました。でもそれは、統計上は記録されていないということです。ところが、2017年の3月になれば、95人として出てくる。だから、統計上、フローはゼロ人だけれども、ストックベースで見たときに、100から95人に減ってはいる。そういう意味で、フローとストックは合わないですと言っているんです。そういう考え方でよいということですね。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 はい。

○宮川委員 それから、人件費の把握はどうなっているのでしょうか。人件費はストックに応じて計上されている。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 人件費につきましては、昨年度1年間に研究者に対して支払われた人件費全てですので、例えば3月31日時点にはいなくなってしまう研究者、例えば6月末で辞めてしまった研究者に対する人件費も、入ってきております。

○宮川委員 はい。

○西郷部会長 よろしいですか。

他に何かございますか。

○長岡審議協力者 基本的には、これは組織間の移動を把握するというのが転入・転出の統計の目的だと思いますので、先ほどの大学院の進学も、入らないのは当然ではないか。フラスカチ・マニュアルは、どうなっているのですか。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 フラスカチ・マニュアルでは、フローについて、こういうふうにして把握すべきとか、こういうふうにかウントすべきという記述はあまりないです。

○長岡審議協力者 フラスカチ・マニュアルとの整合の観点からと記載してあるので、フラスカチ・マニュアルではカウントしているかとも思ったのですが、そうではないのですね。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 あくまでもフラスカチ・マニュアルで記載しているのは、ストックについての定義になります。

○長岡審議協力者 そういうことですね。

○西郷部会長 今の点に関して、他にございますか。どうぞ。

○池内審議協力者 すみません、2点。今の長岡審議協力者の質問に関連してなのですが、フレスカチ・マニュアルでは特にフローに関しては、こうせよという明確な記述はないということなのですが、諸外国の対応というのばらばらというか、あまり比較したりはそもそもしないものなののでしょうか。OECDからの毎年の報告が求められるものにも入っていないということですか。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 これはまだ諸外国のフローの様子を調べたこともないですし、OECDからデータの提供依頼も来てはおりません。

○池内審議協力者 あともう1点。簡単な質問ですが、基本的には組織間の異動を捉えるということを前提に、とられているということなのですが、そこを表すのに、質問票を読むと、研究者に当たる者で外部から加わった者とか、外部に転出した者と記載されているのですが、その外部という文言で、該当者がきちんと組織間、企業であれば企業をまたぐような異動だけを捉えて、内部の配置転換みたいなものは除外して答えてもらうということがきちんと伝わっているのかというところが、少し心配かと思いました。

特に、例えば研究所みたいなところに質問票が回ってきたときに、研究所は企業の中の一部門であるために、外部からといったときに、本社から来た人は外部から来た人というふうに認識して転入者に入れてしまう場合と、そうではない場合とか、そういうのが混在するようリスクはないのかと。あるいは、そういう場合はどうしたらよいのかということに迷って、逆に問い合わせをするとか、そういった企業は結構あるのかと思ったりもするので、少し曖昧かと思ったのですが、いかがでしょうか。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 確かに調査票上では非常にあっさり記載しているのですが、調査票と一緒に、このように記入上の注意というのも客体の方に配っておりまして、そこに採用・転入、転出研究者数を記入する際の諸注意で、法人内の異動は含みませんというのを明確に記載しております。それから、例えばですが、合併とか統合による増加も含みませんと記載しているところです。

○池内審議協力者 ちなみに大学に関しては、外部というのはどういう定義なのでしょう。学部を超えた異動というのが外部なのか、あるいは大学の中は内部なのか。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 大学の記入上の注意でも、大学内の異動は含みませんと記載しております。

○池内審議協力者 なるほど。学部をまたいでも、大学内であれば内部ということになるということですか、ありがとうございました。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 このフローでカウントはしないということになります。

○西郷部会長 他はよろしいですか。

それでは、前回の答申における「今後の課題」への対応ということに関しましては、(ア)と(イ)とございましたけれども、(ア)に関しては、今回の変更はこのとおり認めるわけ

ですけれども、例えば調査票を配る範囲を大学全体にすべきなのか、学部単位にすべきなのかとか、今後長期的に検討していく余地のあるものに関しては、試験調査も含めて、今後ともご対応をよろしく申し上げますということですね。

(イ)に関しましては、特段反対意見というのはなかったと私は受けとめましたけれども、今回の案を適当と判断させていただくことにいたします。よろしいでしょうか。

それでは、審査メモに戻っていただきまして、11 ページということになりますが、その他に関しまして、また事務局からご説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 ご説明いたします。3のその他ということですが、2つありまして、11 ページのオンラインの関係で、まずご説明をいたします。

調査横断的な確認事項になっているオンライン調査の推進ということなのですが、具体的には枠囲みの2行目以降ということになりますが、オンラインによる回収率の向上方策について検討するというございます。

審査状況でございますが、この調査におけるオンライン調査の利用率でございますが、全体としては36.1%。内訳ごとの数値にかなり差がありまして、企業は20.2%、非営利団体・公的機関40.6%、大学等83.0%ということになっています。

本調査は年次調査ということなのですが、一部は全数の階層もあるということで、反復継続的に調査が行われる、お願いをするという状況もあろうかと思えます。それを考えますと、オンライン調査の利用実績を上げる余地はあるのではないかと考えられることから、論点として、最近の回収状況、それからオンライン回答を増やすための取組状況の確認をしたいと考えております。

以上でございます。

○西郷部会長 それでは、実施部局からご回答をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 資料3の22 ページでございます。本調査の最近3カ年度の調査票の回収状況につきましては、この表のとおりでございます。

また、オンライン回答を増やすための取組でございますけれども、調査の案内文ですとか、督促はがき、あるいはホームページ等でオンライン回答の推奨を行っておりますけれども、平成29年度の調査からは、現行のPDF形式の電子調査票から、利便性の高いHTML形式の電子調査票に変更して、オンライン調査の推進を図っていくということにしております。PDFというところで、かなり制約があったのではないかと感じておりまして、PDF方式からHTML方式に切りかえることによって、推進が図れるのではないかと考えている次第でございます。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今のご説明に対しまして、何かご意見等ございますか。

○池内審議協力者 2点ありまして、企業のオンラインの利用率が低いというところですが、企業の中には継続的に調査票が送られてくる企業と、あるいは標本調査の対象になっていて、毎年送られてくるとは限らないところというのがあると思うのですけれど

も、継続して送られてくるところと、そうではないところで、回収率なりオンライン利用率がどう違うかということ、結構違うような気がするのですが、あるいは、継続して送るところに関しては、前年の回答をプレプリントするとか、参照できるようにするというのも、オンライン調査にするとやりやすくなると思うのですけれども、そういった取組はされているのかどうかというところを確認したい。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 特に資本金が大きいところだと全数調査になっていますので、毎年送る形になっておりまして、昨年の結果が、例えばオンラインは今、e-Statを使っているのですけれども、機能としては前年のデータとかを見られるようにはなっているようなのですが、使うに当たってのIDが去年と必ず同じでなければいけないとか、いろいろ制約があるもので、検討はしたのですけれども、今回は見送っております。

○池内審議協力者 継続は。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 すみません、全数部分と標本部分のオンライン利用率の調べは、まだ計算を出したことがないので、今お答えは難しいです。

○西郷部会長 よろしいですか。

○池内審議協力者 はい。

○西郷部会長 他に何かございますか。

○長岡審議協力者 回収率は非常に高い調査だと思いますけれども、例えば企業が研究開発の中心というのは、84%ということですが、回答していない企業がどの程度かというのは、何かそういう評価をされたことはありますか。つまり、未回収であることのインパクトですよね。

○西郷部会長 オンラインそのものの質問ということですか。

○長岡審議協力者 オンラインの質問ではありません。「回収状況及び」と記載してあるので、すみません。回収状況でもよいかと思ったのです。

○西郷部会長 回答していないところが、本当に研究開発をしていないから答えていないのか。研究開発をしているにもかかわらず答えていないのかということに関して、何か感触というか、あったら教えてほしいという質問だと思うのです。

○長岡審議協力者 研究開発をしているところは、大半は特許出願をしています。ですから、特許出願をしているにもかかわらず回答をしていないというのは、アンダーサプライだと思いますので、研究開発についても場合によってはそういった形で、未回答率の評価をすることは可能かというふうに、前にもそういうことを言ったことがあると思いますけれども、非常に重要な問題だと思います。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 分かりました。

○西郷部会長 それに関しては今後何か、なかなか難しい点ですが、可能であれば調べていただくということにして、他に何かオンラインに関してございますか。

なければ、HTML方式ですか、オンライン調査の方法を変える等、努力はされているということで、今後もその努力を続けていくという形で整理させていただきたいと思いません。

それでは、その他はもう1点ございまして、国民経済計算の整備に関してということで、審査メモは12ページになります。こちら事務局からご説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 審査メモとしては最後の項目になります。国民経済計算の整備ということで、「第Ⅱ期基本計画」では、「国民経済計算と一次統計の連携強化」ということが言われております。それに関する論点として設けたものです。

審査状況ということでございますけれども、本調査では、調査事項のうち一部の項目について、既に国民経済計算の推計資料として利用されています。国民経済計算自体につきましては、皆さんご案内のとおり、今回の基準改定から、R&Dへの支出、研究開発の支出というものを固定資本形成、固定資産として記録するというふうに整理がされています。ですから、R&Dへの支出に係る推計の基礎資料としての重要性は、より高まってくるだろうと思われまます。

ですから、こういったことも踏まえまして、国民経済計算との連携という観点から、本調査で現時点において、更に対応が必要な事項はないかどうかということで確認をしたいと考えております。ですから、論点といたしましては1点でございますけれども、今申し上げたとおり、連携強化という観点から、調査事項等、更に対応する余地はないかなどについて投げかけをしているところでございます。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、まず実施部局からご説明をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 資料3の23ページでございます。国民経済計算との連携につきましては、学識経験者、それから国民経済計算の作成を担当する内閣府を含めました関係府省を構成員とする研究会を開催いたしまして、検討させていただきました。また、研究会に先立って、関係府省の担当者とも十分な打合せをさせていただいて、調整をさせていただいたところでございます。

また、研究会におきましては、内閣府（経済社会総合研究所）から、公表の早期化といった要望がございましたけれども、現行の調査の実施時期から、対応は難しいという整理をしたところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今のご説明に関して、何か質問等ございますか。

○宮川委員 これは教えていただきたいのですが、基本的にこの科学技術研究調査の場合は年次調査ですが、GDP統計にR&Dが入るとなると、四半期の速報も固定資本形成の中にR&Dを入れる形になるわけですね。これについては、内閣府との打ち合わせの中でも決められていることなのでしょうけれども、どういうふうに対応するということが決まったのでしょうか。

○西郷部会長 これは内閣府から。

○山岸内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課課長補佐 お答え申し上げます。

す。ご指摘のとおり、R&DについてはQEの推計でも当然必要になってくる項目でございますので、何かしら推計方法の検討というのは、今回の08SNA対応に関するSNAの研究会の中でも議論されていたところでございます。そしてその中では、比較的概念の動きが近いと考えられる法人企業統計の販売費及び一般管理費を基本として考えるということをおっしゃっておりまして、まだ最終決定というわけではございませんが、そういった方向で検討するというところでございます。

○宮川委員 それは、比較的動きがといっても、年次の科学技術研究調査、一応確報は多分、この科学技術研究調査報告を使うということですよ。集計して、法人季報の販売費及び一般管理費を使ったものと、一応合わせたということと理解してよろしいのですか。

○山岸内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課課長補佐 はい。年次推計においては当然、この科学技術統計を使うことになりますので、それとの比較をした上で、比較的近いということで、研究会のときはそのような案を提示させていただいているということでございます。

○西郷部会長 他にございますか。

○宮川委員 そうすると、法人企業統計が使えるのは2次QEからですよ。1次QEはどうするのですか。

○山岸内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課課長補佐 その点も、現行のQEにおいて、1次QEの段階で使えない項目、設備投資とか在庫というものがございしますので、それと同じような形で、何かしら補外推計を考えるということで検討しているところでございます。例えば現在、在庫推計は時系列的な、いわゆるARIMA予測で予測しているということがございますので、そういったことが何かしら、候補の優先度がかなり高いものとしてあり得るのかと考えております。

○宮川委員 分かりました。

○西郷部会長 他はよろしいでしょうか。

それでは、オンライン調査に関しましては、新しいHTML方式等が導入されているということで、今後も前向きに検討していただく、国民経済計算の整備に関してという観点は、恐らく過去統計からの要求に全て応えるというのは難しい面はあると思いますけれども、これも今後前向きに検討していただくという整理にしたいと思っております。

それでは、以上で全ての審査メモの項目は終わったということになるわけですが、答申に移りたいと思っております。答申に関しましては、本日審議していただいたような部分もございしますので、それをあらかじめ予想するということ言い過ぎかもしれませんが、どのような形になるかということ、一部はペンディングという形で記載してございます。

どれぐらい審査ができるのかというのは、あと30分ぐらいということで、分からない面もあるのですが、もし可能であれば、できる限り今日ご審議いただいて、場合によっては実際にこういう部会を開くことなく、書面決議という形で答申を決められればと思っております。

答申の方は、本日の資料4ということになりますけれども、先ほども言いましたように、一部はP、ペンディングのPという形で、全部は記載していないという部分がございます。

資料4、全体の構成は、大きな1番の本調査計画の変更という形で、(1)承認の適否、それから(2)理由等、ずっとその(2)が続きますして、5ページ目に、先ほどご審議いただきました「今後の課題」への対応についてというところが記載してあって、最後の6ページ目に今後の課題ということで、今回ご審議いただきましたことを含めて今後の課題を記載するという構成になっております。

まずは資料4の1ページ目に戻っていただきまして、大きな1番の本調査計画の変更に関してで、(1)承認の適否ということなのですけれども、結論から言うと、変更を承認して差し支えないという、少し遠回しの言い方にはなっておりますけれども、おおよそ提案された変更について、適切であるという書き方になっております。

ただし、以下の(2)の理由等で指摘した事項については、計画の修正が必要であるとしてあります。変更を承認して差し支えないとした理由、あるいは修正が必要な部分というのが、(2)のところから理由等という形で記載してあります。

まず、ア、調査事項の変更の(ア)任期無しの研究者等の追加ということなのですけれども、この点に関しましては、先ほど今日の最初の部分でご審議いただきましたけれども、この変更案に加えて、女性を内数でとることが決まっておりますので、この変更案の部分というのが、さらに女性が内数でとられるような形で変更されると。今、文言が記載してありませんけれども、「ただし、……」のところで女性を内数について把握することとするということですので、この変更案の部分というのもそれに合わせて、答申案の最終案では、書き換えられることとなります。

1つ1つ確認してまいりたいと思いますけれども、今の承認の適否というところと、理由等のアと、(ア)任期無しの研究者数の追加ということに関して、この答申案、「ただし」の部分は、また書面決議の際にはきちんと作文をいたしまして付け加えますけれども、基本的に女性の研究者に関して、内数で把握するというところでよろしいでしょうか。

○野呂委員 基本的には賛成ですし、「うち女性」という結論で反対はありませんけれども、統計委員会でも意見が出ましたように、調査票を一見して、なぜ女性だけ聞いて男性は聞かないのか、ということが、自然な感想として出ることも踏まえたと、このただし書きのところの説明につきましては、男女共同参画の数値目標なども実は女性だけしか掲げられていない、30%でしたかね、共同参画と言いつつ女性しか目標がないということなので、それに単純に対応したものだとした方が、すっきりと説明できて、誤解がないかと思います。

○西郷部会長 恐らくは、回答者の記入負担ということを考えると、現状では女性を記載していただくというのが一番良いのかと私は思いますけれども、その点、ご指摘も踏まえて、後で考えさせていただきます。ありがとうございます。

他にございますか。

○宮川委員 私は野呂委員のようなご意見の方がよいかと。これをあまり調査負担というところに落とさない方が良いような気がします。やはり原則論みたいなものですから、政策目的と統計の表が合致しているというふうに、当面はそういうことが合致しているといった方が、実務上の理由にしない方が私はよいような気がします。

○西郷部会長 分かりました。では、そのようにいたします。

他に何かございますか。

それでは、(ア)に関しては、政策上の理由をつけて、女性を内数について把握することで適切という形で決着をさせていただきます。

続きまして、同じ資料4の1ページの(イ)ですけれども、新規採用者及び転入研究者に関する内訳の追加ということで、それは次のページにまたがりましても、新規採用者数の内訳の部分というのが、かなり詳しくなるということです。それから、博士号の取得者等に関しても、現行ないものが加わるということですけれども、これは部会での議論を踏まえた形になっておりますので、このような案でよろしいかとは思いますが、文言まで含めてご意見いただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、(イ)に関しては、こちらの答申案のとおりで統計委員会にお諮りしたいと思います。

それでは、同じ資料4の2ページの(ウ)性格別研究費における「開発研究」の定義ということですが、いかがでしょうか。これに関しては、まだ決着していないというか、今後の課題に残すべきようなところというのもございますので、まずは答申の案として、どのように書くべきかということと、今後の課題にどのような点を残すべきなのかということについて、ご議論いただきたいと思います。

まずは、この表3の上のところです。表3のとおり定義を変更する計画で変更自体に関しましては、フラスカチ・マニュアルに対応するという面がございますので、これで適切なのではないかと思いますけれども、表3及び表3の上のところは、これでよろしいですか。

○宮川委員 私は最初の表3までと、最初の2行のところは別に構わないと思いますが、ただ、今回新しいサービスの創出に伴う研究ということについて、回答者の方で研究費の概念について変更があったかどうかを、変更後、検証するというのを付け加えておいた方がよいのではないかと思います。回答者の方で新たな研究概念が付け加わったと解釈される側面があるので、調査後、そうした従来との変更が起きたかどうかについては、検証する必要があるということをつけ加えていただくということではなかったかと思えます。

○西郷部会長 分かりました。

○宮川委員 趣旨は多分、そういうことで了解していたような気がするのです。

○西郷部会長 例えば、今宮川委員からご指摘いただいた第2段落、資料4の2ページ目の一番最後の段落の最後の文章の末尾のところですか。例えば、変更の趣旨について十分に周知するとともに、変更の影響について検証をすることが必要であるとかということを加えればよろしいですか。

○宮川委員 そうですね。分かりました。

○西郷部会長 恐らくそれはそのまま、今後の課題にも記載した方がよいかと思えますので、またそこでも議論をさせていただきます。

○池内審議協力者 確認ですけれども、サービスが追加されたというところは、フラスカ

チ・マニュアルの改定とは関係ないという理解でよろしいのでしょうか。

○西郷部会長 これは私から答えた方がよいのかと。フラスカチ・マニュアルにはサービスという言葉が今回付け加わったのですね。

○池内審議協力者 前回のフラスカチ・マニュアル第6版においても。

○宮川委員 そう、6版においてもあったのです。

○池内審議協力者 あるのですよね。ですから、改定を踏まえてというところが、この前半の付加的な知識を創出してというところが加わったというのは、フラスカチ・マニュアルの今回の改定に伴って加えられた部分だと思えるのですけれども、サービスという文言が入ったというところは、改定を踏まえたものではないということがあります。

○西郷部会長 対応がしっかり分かるようにということですね。

○池内審議協力者 以前のフラスカチ・マニュアルへの対応が不十分だったところを、より明確に対応づけるという、その2つが入って、今の変更案になっているというところだと思うのです。

○宮川委員 こういのはどうですか。フラスカチ・マニュアルの改定を踏まえるとともに、同マニュアルにおける定義の整合性を高めるという。後段がサービスを加えるということで、「とともに」というのは、今池内審議協力者が仰ったような付加的な知識を創出するという、そういう呼び方をするというところでどうでしょう。

○池内審議協力者 はい、それであれば。

○西郷部会長 分かりました。それでは、今の宮川委員のご意見ですと、「フラスカチ・マニュアルの改定を踏まえるとともに、同マニュアルにおける定義との整合性を高めるものであることから」という書き方でよろしいですか。

他にございますか。ないようでしたら、今の書き換えをもって答申案の案文は適当とさせていただきます。最終的な文章に関しましては、メール等により後で回覧のときにご確認ください。

今度は資料4の3ページ目の(エ) 特定目的別研究費の一部削除というところですが、いかがでしょうか。

これに関しましては、今回の特定3分野の削除というのは、科学技術基本計画が変更されたことに対応するものなので、適当と部会では判断させていただきましたけれども、それとともに、どういうものが基幹統計の常備項目というのですかね、経常的に捉える項目で、どういうものがタイムリーに取り入れられたり削除されたりするものなのかということに関しては、科学技術研究調査だけではないのですけれども、基幹統計という面から整理が必要なのではないかということを経後の課題には記載したいと思っています。

何かご意見、修正等ございますか。

それでは、よろしいでしょうか。(エ)はこの答申案のとおりで適切と判断させていただきます。

次が資料4の3ページの(オ)の、社外から受け入れた研究費及び社外へ支出した研究費の項目変更ですが、いかがでしょうか。これは、今まで会社というふうにくくりになっていたものが、親会社、子会社という意味での親子会社というのになったという

ことで、あとは外国と言っていたものが海外となるということです。これに関しては、部会では適当としておりましたけれども、書き方等に関しても、これでよろしいでしょうか。

○池内審議協力者 前回の議論で、1つは親子会社という文言が少し議論になったかと思えます。

○西郷部会長 確かに私も今、読んでいて思い出しました。

○池内審議協力者 親子会社という表現が誤解を招くのではないかという点と、その定義です。それをもう少し他の統計とかと厳密に合わせた方がよいのではないかということとか、そういった指摘があったかと思えますので、少し触れていただけるとよいかと思えます。

○西郷部会長 はい。すみません、私もきちんと覚えていないのですが、親子会社という名称に関してはどういうふうに決着していたのですか。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 親子会社の表現自体は、既に前の調査事項で類似の表現があるというご説明が確かあったかと思えます。ただし、定義の方は手引で、経済センサスと少し書き方が違うのではないかというご指摘があったと記憶しておりますので、手引の記述は検討するという整理ではなかったかと記憶しております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 定義につきましては、経済センサスの定義に合わせたいと思っております。

○西郷部会長 思い出しました。そういうことでよろしいですか、池内審議協力者。

○池内審議協力者 はい。

○西郷部会長 両括弧が付いていないアの部分というのが少し長いのですけれども、資料4の1ページ目から始まっていて、ここで一応切れているという形になるのですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、両括弧の付いていないイの集計事項に関してですけれども、Pとはなっておりますが、部会での審議では、特に変更を要求するような結論ではなかったもので、これについては提案どおりで適切であるという判断にさせていただきたいと思えますが、よろしいですか。後で最終的な文章に関しては回覧いたしますので、ご確認ください。

それでは、今度は答申の資料4の5ページの大きい2番、いわゆる「今後の課題」への対応ということで、(1)と(2)と、2点ございました。(1)に関しましては先ほど議論していただいたわけですが、今回の変更に関しては適切ではあるが、例えばフラスカチ・マニュアルの変更に対応して、フラスカチ・マニュアル自体の変更がどのようになっているのかということと、それに対して科学技術研究調査でどういう対応が行われたのかということに関して、何か分かりやすい対応表のようなものがあつた方がよいというご意見がございましたので、それは答申に記載するかどうかということを含めて、そういう意見があつたということと、あとはよいですか。

今後対応できていないものに関しては、例えば大学に関しては本部に調査票を配布するということも含めてご検討いただくということにしたいと思えます。

(2) に関しましては、かなり細かい部分まで質問があつて、ご説明をいただきましたけれども、基本的には提案されたとおりの把握の仕方であつたというふうに、部会では結論をだしたと思ひますが、それでよろしいでしょうか。大筋そのような内容であるということであれば、後で最終的な文言は回覧のときにご確認いただければと思ひます。よろしいですか。

それでは、続きまして資料4の5ページ目のその他のところですけれども、オンライン調査に関しては、経常的に報告しているところと、そうでないところとで、オンラインの利用率に違いがあるのではないかとご質問もありましたけれども、オンライン調査を推進するという取り組み自体に関しては、例えば従来PDF形式であつたものをHTML形式に変える等、あるいは、ちょっと使いにくいけれどもプレプリントに対応する機能というのも、今後も活用していくというご発言がございましたので、今回の取組で適切とさせていただきますと思ひますが、よろしいですか。

○宮川委員 国民経済計算の整備については、特に触れないということによろしいですか。

○西郷部会長 どうでしょうか。そうですね。ここには記載してございませんけれども。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 国民経済計算に関するところを議論していただきましたけれども、基本的に調査事項に係ることですので、もし必要であれば、6ページ、今後の課題の中で、調査事項に関して何らかのご指摘をいただくという形は可能かと考えております。

○宮川委員 分かりました。別になければいけないでも構いません。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 あと、場合によっては、こういう審議を行った、充実に努めるような意見もあつたということは、この答申案をご報告いただくときに、部会長から報告いただくという手もあるかと思ひます。

○西郷部会長 そういうことによろしいですか。

○宮川委員 はい、それで結構です。

○西郷部会長 それでは、資料4の6ページ目の今後の課題ということですが、番号でいうとゼロ番目ということになるのですかね、宮川委員から再三ご指摘いただきましたサービスということに関して、サービスという文言が調査対象の範囲に影響を与えているのか、与えていないのかということに関して、まずは回答者の側に誤解がないような方策を講じていただくことと、それとともに、本当に調査対象の範囲に変更がないのか、影響がないのかということ、きちんと事後的にチェックしていただくことを入れたいと思ひます。

先ほどから、何かよい例がないかと思ひて、ずっと考えているのですけれども、どのようなものがありますかね。例えば、物流のようなものを考えればよいですかね。別に技術開発とかそういうものは伴わないけれども、物流を変えることによって経営の仕方が非常によくなるというものも、もしかしたらサービスという言葉が入っていないと、研究開発には入らないかもしれないけれども、サービスという言葉が入っていると、そういうものですら開発研究の中に入るかもしれない。何かもう少しそういう、今までの定義だと入らないように見えるけれども、新しいサービスという言葉が入っていると入りそうだという、

何か具体的な例があると分かりやすいかという感じがするのですけれども、宮川委員、何か。

○宮川委員 あまり分からないのですけれども、昔であれば、例えば、恐らく各サービス会社にしても、システム開発というのは多分そこに入ってくる可能性があるだろうと思います。私が気になっているのは、フラスカチ・マニュアルでも第6版からサービスとなっているので、その時に何か新たな定義としてフラスカチ・マニュアルに入ったときに、これを加えたことはこういうことがあるからだという説明があれば、それを使っただけかというかと思っただけです。

今、西郷部会長が仰ったようなことも入るのだらうと思います。だから、プロセスという部分が、今まで工程とか言っている部分は、例えば工場におけるコスト削減みたいなことをイメージしていたわけですが、先ほど仰ったように物流システムで、より効率的に配送するためのシステムを作るようなことも、実は新たなサービス開発に含む可能性があるわけです。研究に含む可能性があるわけで、そういう部分も入れていくというか、問題はフラスカチ・マニュアルで研究という範囲内で、それがどう定義されているかということだと思っただけです。

○西郷部会長 ありがとうございます。そういうことまで含めて、事後で。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 すみません。お答えになるかどうか分かりませんが、企業に対する記入上の注意の中で1ページ丸々使って、ソフトウェア開発について、どういったものが研究に当たるかという説明を記載しておりまして、そのソフトウェア開発における研究の範囲というのは、ここをそのまま読みますと、「自社利用目的、市場販売目的、及び受注開発を問わず、科学技術の発展に寄与する可能性のあるものが研究に含まれます。」という形で、ソフトウェア開発についてはこういったものが研究になりますよというのを、記入上の注意で1ページ割いて説明はしております。

○宮川委員 したがって、追加的にサービスにおける新サービスのための研究というのが、例えばどういう形で定義されているかというのを調べていただいて、それで、今まで中でカバーされていればよいとは思っただけですけれども、もし注記で不足の部分があったりすれば、それは加えないといけなんでしょうし、ここは非常に難しいところですが、いわゆる国際標準に合わせて、新たなサービスのための研究開発というのがどういうものかというのを調べていただいた方がよいかと。ソフトウェアは確かに問題ないと思っただけです。

○齋藤総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 分かりました。

○池内審議協力者 すみません、今のことに追加して、若干心配なところなのですが、調査票で最初に研究の実施有無を聞いているわけですが、調査票の甲であれば(3)で、そこではいわゆる研究のみならず、製品及び生産・製造工程などに関する活動ということで、サービスという言葉は出ていないのですね。製品の中にサービスというのを含む概念として考えるのかもしれないのですけれども、開発研究のところではサービスというのを記入してくるというところがあって、本来はサービスも含めたものとして研究を捉えてほしいのだと思うのですけれども、最初の段階で漏れてしまうと、サービスの改善を目

的にした研究開発だけをやっているところというのは、最初の段階で漏れてしまったりとかするという危険性もあるかと思うので、開発研究というところの定義だけにとどまらなくて、全体で研究開発というものにおいて、サービスというのをどう捉えるかという、全体的な問題として検討していく必要があるのではないかと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。多分そのサービスということが、どういう経緯でフラスカチ・マニュアルに加わり、これは確か詳しい方がおられるので、調べがつかうのではないかと思いますけれども、そのことに対応して、何度も言っているようではありますけれども、科学技術研究調査の調査対象というものが何であるのかということ、もう一度きちんと整理し直しておくということを今後の課題ということにしたいと思います。

次がフラスカチ・マニュアル、何度も出ていますけれども、その対応に関して、かなり今回大幅に書き換えられたということなのではありますけれども、どういうものに対応できていて、どういうものに対応できていないのかということが、フラスカチ・マニュアルの変更に伴う対応の状況が分かるようなものというのを、情報提供という意味でも用意していただきたいということですね。対応そのものも重要ですし、現在対応できていないものに関しては、今後なるべく対応できるように検討していただくということとともに、その対応の状況に関して、分かりやすい情報提供の仕方を心がけていただきたいというのが、(1)のところでは。

それで、(2)に記載してある消費税の抜き込みの検討というのは、議論はしてあったのですけれども、結論としては、現状では税込みで記入してもらう。経済センサスでは税込みと税抜きと両方選べるようになっている。ただし、いわゆる消費税のガイドライン、集計の段階におけるガイドラインでは対応できないようなものというのがあるので、現状では税込みのままですということだったのでありますけれども、経済センサス等が導入しているということもあって、税込み及び税抜きの記入方法の選択というものを検討していただくというのが(2)で挙げてあります。

あとはどうですか。表章ですか。男女の表章というのは、科学技術研究調査だけで考えるべきことなのかどうかというのはあるのですけれども、今後の課題に記載すべきかどうかということもそうですが、いかがでしょうか。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 今の男女別の表章の関係で、事務局からの質問になって申し訳ございません。先ほどのご説明では、既に概要のところでは、総数・男女ということで表章がなされている。詳細な表においては、うち女性という表記をなされているということですが、個々の統計表において総数・男・女というふうに変更される可能性というのでしょうか、そういった見込みというのは何かコメント頂戴できますでしょうか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 この場で、実施部局だけでお約束はできませんけれども、基本的には統計表自体も、総数と男女といった3本立ての集計にできるような形で、今後集計部門と調整していきたいと思っております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、記載しなくてよいですか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 議事録に残すという形で。

○西郷部会長 それでは、議事録にそのことを残しておいて、特に課題としては記載しないということによろしいですか。

あとは、これも科学技術研究調査だけの問題ではないのですけれども、基幹統計として何を経常的に調べて、何を臨時的に調べるものなのか、その使い分けの基準については、科技調だけの宿題にするのがよいのかどうかというのがあるのですけれども、どうしましょうか。それに関しては、特にここに記載する必要があるのかどうかということなのですから。

それでは、この今後の課題というのは記載する、それには次回の答申のときに全部答えなければならないという、結構重たい課題になりますので、経常的に調査する部分と臨時に調査する項目との使い分けということに関しては、特にこちらの答申には記載せずに、統計委員会の報告の際に私からコメントさせていただくという形で対応したいと思います。

○野呂委員 それほどはこだわりませんが、答申を見ますと、理由等のところで、（ア）では第5期科学技術基本計画に基づいて入れます、（イ）でも第5期科学技術基本計画に基づいて入れます、1つ飛んで（エ）だと、第5期科学技術基本計画に基づいて落としますというトーンになっていますが、そこを例えば、そもそもの経常項目か臨時項目かという論点でいうと内容が重くなりすぎるのですけれども、利用者への注意喚起の工夫をする必要がある等の論点を何か残せませんか。

○西郷部会長 ありがとうございます。どこまで今後の課題に記載するのかということはあるのですけれども、今の臨時か経常かというのは、（1）のフラスカチ・マニュアルへの対応というところでも問題になるところです。そこで、今ご指摘のあった点等も一緒に記載するというところによろしいでしょうか。フラスカチ・マニュアル「等」への対応と書いてあるので。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでしたら、今は（1）はフラスカチ・マニュアル等の対応と、かなり限定的な形になっているのですが、もしご意見いただければと思うのですが、調査事項への対応と、もう少し広いタイトルにした上で、その中でフラスカチ・マニュアル、それから継続的・臨時的といった幾つかの項目を併記するという形でもよいかと、選択肢としてはあるのではないかと思います。

○西郷部会長 どうですか。

○野呂委員 いや、それほど強い意見ではないのですけれども、あまりにも第5期科学技術基本計画に対応した変更であり、基本計画が変更になると基幹統計も変更になるのだというところが強く出過ぎているように感じますので、何か少し手当てができないかというだけで、あまり文面についてはこだわりませんので、ご検討いただけたらと思います。

○西郷部会長 どうぞ。

○宮川委員 これ、入れるべきかどうかは分からないのですけれども、今、野呂委員が仰ったように、2つの問題、つまり男女の書き分けの問題と、臨時をどう扱うかという問題は、個々の統計ではなかなか扱えないので、こういう意見が出たということで、統計委員会全般もしくは統計を横串にするような形で、統一的な基準作りをしてもらいたいという

要望みたいなものがあったとしてもよいかと思いました。

もう一つ、恐らく野呂委員が仰っていることは、科学技術基本計画で変更するのではなくて、利用者の視点というものがもう一つあったとしてもよいのではないかということではないかと思うのです、削除する際に。その観点が少し抜けているというか、例えば、私も思うのですけれども、広く科学技術基本計画に載らないからというのと、どういうふうにご利用されているかという中で、このデータを使っている部分が大分少なくなってきましたのでというものがあって初めて、ニーズが少ないと察せられるので、もうここの臨時的部分はやめてよいのではないかというような理屈づけがあったとしてもよいのではないかという印象を持ちました。

そこをどう課題といいますか、それを要するに、この統計の問題にするのか、そういう臨時のものを、例えば部会長メモとして、男女の書き分けの問題とか臨時の部分を削るときの基準について、統計委員会もしくは横断的とか、そういうところで議論をしてもらいたいというふうに、部会長メモに記載するかどうかというのはお任せしたいと思いますが、個人的にはそういう感想です。

○西郷部会長 分かりました。それでは、答申に関しましてはどうでしょうか。(1)のところは調査事項の変更という形にするという案もございましたけれども、フラスカチ・マニュアル等への対応という原案のままとさせていただいて、男女の表章の仕方であるとか、あるいはどういうものを基幹統計として恒常的にとるべきものとして整理するのかということに関しては、私自身はあまり部会長メモを乱発したくないと思うのですけれども、少なくとも統計委員会で報告する際にはコメントいたしますし、必要があれば部会長メモという形で、文章の形で残したいと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。そうすると。

○池内審議協力者 今の点は、(2)の(エ)です。実際に今回、そういった経緯で削除されたものについて、ひとまず認めるということも、そういったことはきちんとガイドラインなりということを一応記載しておくということは、少なくともした方がよいのではないかという気がするのですが。

○西郷部会長 こちらの答申にですか。

○池内審議協力者 答申の(エ)で、今後の課題に残すというよりは、(エ)で特定目的別研究費の一部削除というところがあります。

○宮川委員 今後の課題に残すのか、例えば先ほど、私は野呂委員がそういう意見なのかどうか分からないけれども、利用者の視点みたいなものも検証した上で、今後は改廃というか、臨時項目の廃止について検討すべきであるとの意見が出されたというふうに記載するのかということですよ。

○野呂委員 少し、池内審議協力者の仰ったこととは違ってまして、このグリーンイノベーションを調査項目から落とすことについては、おそらく問題なかろうと思っています。ただ、この文脈でいくと、「うち女性」も次の科学技術基本計画で記述が落ちたら、同時に消えてしまうのかどうかということについて、利用者がどう判断したらよいか分からないのではないかということをお願いしたわけなんです。

先ほどご説明のあった、ルールのようなものがあれば、これを幅広く使うとの考え方もありますが、それもない中で、利用者はどう扱ったらよいかかわからないのではないかと。そこを今、申し上げます。

○池内審議協力者 分かりました。

○長岡審議協力者 すみません、私はこの8分野についても、前回落ちかけたような考えがありました。ですから、確かに分野というのはすごく重要な、基本的な問題で、科学技術基本計画に載るか載らないかで一概に決めるのはよくないというのは、野呂委員の意見に非常に賛成です。

ですから、科学技術全体をきちんと把握できるような統計に、どうすべきかというところで考えた上でやる。そういうプロセスをどういうふうにするかというのは、なかなか難しいところがあるかもしれませんが、そういう配慮は非常に重要ではないかと思います。

○西郷部会長 今ご指摘の点は、科学技術研究調査の項目として記載することはできそうです。この分野は特に重要だからということ。どうしますか。ただ、今後の課題という形になるかどうかというのは難しいところです。

今、妙案が浮かばないので、後で考えさせていただいて、答申を作成して文章を配布する際には、どのような形で今の長岡審議協力者のご指摘に対応するのかというのはお答えしたいと思います。

よろしいでしょうか。もう大分時間を超過してしまって申し訳ありません。一応、答申案に関しては全般的にご審議いただいたということになるのですけれども、全体として何か、委員会に諮る前にこの点だけは修正しておいた方がよいという点はございますか。

それでは、一応答申案は、少なくとも方向性について、それから一部のものに関しては文言まで含めて、決着させていただきました。ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえて、こちら側で文章を再整理して、委員の方々にお示ししますので、ご確認を後でよろしく願いいたします。

○宮川委員 もう一回、すみません、確認ですけれども、サービスのところは一応、答申の資料で西郷部会長が仰ったような形になるのですか。

○西郷部会長 いや、あれは今後の課題には記載するつもりです。

○宮川委員 今後の課題にもう一つ入れるということですね。

○西郷部会長 そうです。

○宮川委員 分かりました。

○西郷部会長 それでは、最終的には、いわゆる書面決議という形で答申案を作成させていただくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

以上で答申案全体について、一応、条件付きではありますがけれども、合意いただいたということでもよろしいですか。

それでは、最後に事務局から何かございますか。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、今、部会長からご説明いただきましたとおり、答申案につきましては今後、部会長とご相談をさせていただいた上で、草案をまたご提示させていただければと考えております。

あと、部会審議につきましては、一応予備日として来週5日を予定しておりましたが、今部会長からご説明ありましたとおり、書面での審議ということになりますので、実際に集まっていただく部会審議としては、本日で終了させていただければと思います。

答申案につきましては、部会長とご相談の上、早急にお示ししますので、ご確認いただければと思います。それが終わり次第、統計委員会担当室から最終的な書面決議の確認をさせていただきますので、お含みおきいただければと思います。

また、部会の結果概要につきましては、事務局で作成し次第、メールにてご照会させていただきますので、こちらにつきましてもご確認をお願いいたします。

以上でございます。

○西郷部会長 それでは、長時間どうもありがとうございました。本日の審議はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。